

議案第 59 号

時津町印鑑条例の一部を改正する条例

令和 8 年 9 月 1 日提出

時津町長 山 上 広 信

時津町印鑑条例の一部を改正する条例

時津町印鑑条例（平成 6 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「非漢字圏の外国人住民」の次に「(漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者を含む。以下同じ。)」を加える。

第 15 条第 2 項中「第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード」の次に「(出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 に規定する特定在留カード及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 に規定する特定特別永住者証明書を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「提案理由」

国の印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、本町の印鑑条例も改正する必要が生じたため、この議案を提出する。